

○建築基準法第 64 条で求められる看板等の防火措置についての Q&A

問		回答
1	いわゆるデジタルサイネージのような、情報等を発信するために用いるディスプレイなどの電子的表示機器のうち屋外に設置される工作物は、法第 64 条に規定する「看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物」に該当するのか。	該当する。
2	デジタルサイネージについて、不燃材料の大臣認定に係る性能評価試験を受けることは可能か。	不燃材料の大臣認定に係る性能評価試験は、原則として単一材料又は複層で構成される「建築材料」について所定の性能の有無を確認するための試験です。 このため、デジタルサイネージの表面の構成材料又はこれを覆う材料については性能評価を行うことが可能ですが、電子機器などの「建築材料」以外のものを含むデジタルサイネージ全体については性能評価を行うことができません。 当該試験等の詳細については、不燃材料の性能評価を行っている指定性能評価機関へご相談ください。
3	デジタルサイネージについて、法第 64 条に適合させるため、不燃材料で造り又は覆わなければならない部分はどこか。	法第 64 条の規定に基づき、防火地域内にある看板等の工作物で、高さ 3 m を超えるもの等は、「その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない」としています。 一般的には不燃材料とすべき「その主要な部分」は、看板の場合、枠組みのみではなく、看板表面の構成材料も含むと解されますが、具体的には看板等の工作物の形態等に応じて、特定行政庁又は指定確認検査機関にご相談ください。